

令和6年度治山・林道工事に係る改善要望事項(R5年度工事)

岡山県森林土木建設協会

区分	県民局	工事名	要望事項	回答	備考
治山	備前	予防治山事業(農山漁村地域整備交付金)御津高津地区 溪間工	<p>・盛土工の法面整形について 埋戻しについて、盛土法面の法面整形が設計書に計上がありません。本来あるべきものを計上していただきたい。凸凹の状態では法面緑化をしてもいいのでしょうか？</p> <p>・土工等における施工機械の選定について 施工現場に合った掘削機械の選定をしていただきたい。 例で上げれば、盛土天端の幅が2.0mであれば、0.13m3バックホウでなければ施工できないのに0.25m3バックホウでの設計書に計上。施工時間も費用も異なるので適正な機種選定での設計をしてもらいたい。</p> <p>・法面保護工における展開図及び面積計算について 植生工の展開図作成において、辺長を少数2位切捨て(10cm刻み)面積を少数3位切捨て(1cm刻み)について、辺長少数4位切捨て、面積少数4位切捨て程度で計上をお願いしたい。施工面積が大幅に減少し利益が生まれない。</p>	<p>治山ダムの埋戻工については施工パッケージ型積算方式を適用し、その法面整形については機械施工が困難な場合に必要に応じて別途計上することとされていますので、現行設計において法面緑化が図られる状態に施工願います。</p> <p>治山工事における掘削については、森林整備保全事業標準歩掛(山地治山土工)により機種を適用していますので、ご理解願います。</p> <p>設計における数量単位については、森林整備保全事業設計積算要領によることとしており、法面保護工では表示単位、集計単位及び計算因子(展開図の辺長など)とも小数第1位止め(第2位を四捨五入)としていますので、ご理解願います。</p>	
		21-3-21 予防治山事業(農山漁村地域整備交付金)由津里(塚坂地区)溪間工	<p>・協議をお願いしても、当初から変更無しありきで対応されることがあった。逆に予算消化の必要がある場合には変更対応がなされるケースも。</p> <p>・現場の湧水がかなり酷く、水替が常時かつ長期にわたり必要にも拘わらず変更対象としない旨の決定をされたが、最終的には常時水替えではないが、変更対象となった。</p> <p>・伐採を行った場合、現場に存置することが基本とのことであるが、昨今の異常気象時の土石流等の災害の原因になることも考えられるので、できるだけ場外搬出としたほうが良いのではないかと。</p> <p>・埋戻作業は埋戻幅から選定されるのが0.8m3バックホウであったため、変更協議を申し入れたが施工パッケージがそうなっているので変更できないと言われた。 現場には施工パッケージで設計されている0.8m3バックホウを入れることは物理的に到底無理であり(コンクリートの搬入は小型で設計してある。)、実際は16t吊りクレーンをチャーターし土砂投入、人力による敷均、締固めを行った。歩掛ありきではなく、現場状況に応じた設計及び変更対応をお願いしたい。</p>	<p>設計変更の取扱いについては「岡山県設計変更ガイドライン(土木工事編)」により、適切な対応に努めてまいります。</p> <p>溪間工の水替については、工事発注時には標準的な作業時排水の所要日数を計上していますが、現場条件と乖離している場合には監督員に協議願います。</p> <p>支障木の伐採後の取扱いについては、森林土木工事では原則として現場内に処理し、森林の機能強化を図るため自然還元することとしています。雨水等により流出しないよう措置することとしています。現場条件等によっては一部を現場外に搬出する場合がありますので、必要に応じて監督員に協議願います。</p> <p>県における設計積算は国の基準に準拠して行っており、施工パッケージ型積算方式の運用について県独自に基準を設定することは困難ですので、ご意見を国に伝えてまいります。</p>	
		予防治山事業(農山漁村地域整備交付金)大佐上刑部地区 溪間工	<p>現場支障木伐開について 当初設計においては、チェーンソー伐開及び枝条片付けを計上して頂いていますが、当該現場につきましては、平均径30Cm程度、樹高15m以上ある上に周辺に墓地・電線等があるため容易に切り倒すことが出来ませんでした。 また、現場内より全量撤去のため伐木材の枝払・玉切作業が必要な状態のため、設計単価では、全く合わない状態でした。 つきましては、現場条件考慮の上、変更協議が可能な状態にして頂きたく改善要望致します。</p>	<p>施工上支障となる立木の伐採は、当初設計では森林整備保全事業標準歩掛の「チェーンソー伐開」を適用しています。特殊作業が必要と認められる場合など、現場条件によっては設計変更も可能ですので、監督員に協議願います。</p>	

【留意事項等】

- 当初設計に関して、入札公告(指名通知)後から入札前までの一定期間に、設計変更の対象の可否や疑問点等について質問できる制度があります。
- 監督員への協議(特に設計変更に関する事項)は、後に齟齬が生じることをないように、工事打合簿で行ってください。
- 設計変更に係る協議は必ず施工前に行い、その内容や数量等を監督員が確認できるようにしてください。